

令和5年度第1回熊谷市地域公共交通会議
運賃協議小委員会

議 案 書

令和5年11月28日

議 事

議案第1号 ゆうゆうバスの運賃改定について

「ゆうゆうバス」の運賃改定

【改定時期】令和 6 年 2 月 1 日（スマホバス回数券導入と同日）

【改定内容】

種別	改定前	改定後
1 回	100 円	200 円
1 日乗車券	300 円	500 円
紙の回数券	11 回/1,000 円	10 回/2,000 円
スマホバス回数券	-	10 回/1,500 マネー（1,500 円）

小学生は小児運賃：1 回 100 円を適用。

以下の方の運賃は引き続き無料。

- ・未就学児
- ・障害者手帳または障害者手帳アプリ「ミライロ ID」を提示された方とその介助・付添人 1 人
- ・運転免許を自主返納した方（警察で有料交付される運転経歴証明書を提示）

すでに販売している紙の回数券（11 枚綴り）は 2 枚または 1 枚と 100 円で 1 回乗車可能とする。（小学生は 1 枚で 1 回）

スマホバス回数券は、令和 6 年 2 月 1 日から熊谷市地域電子マネー「クマ^{ペイ}PAY」でのみ購入可能となる。

【今回追加した内容】

下線部のとおり